

# Q & A 下請法の実務相談

## ～担当者のための基本と実務～

主催 株式会社 商事法務

### 開催の要領

- 講師 志田至朗 弁護士（志田至朗法律事務所）  
&企業法務担当者
- 日時 2015年7月3日（金）  
午後2時～5時30分（計3.5時間）
- 会場 株式会社 商事法務 3階 会議室  
（東京都中央区日本橋茅場町3-9-10）
- 定員 50名（申込順）

- 受講料 32,400円（1名分、税込）
- 同一の受講申込書にて1社2名以上申込の場合、2人目から2,160円引きといたします。
- 講義資料・レジュメのみの販売はいたしません。

※法曹有資格者（企業内弁護士は除きます）の受講はご遠慮いただきたく、あしからずご了承ください。

※会場での録音・撮影、パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。

### 講座開設の趣旨

くわしくは、裏面申込要領をご覧ください。

▶下請法違反事件による指導件数は平成25年度に4,949件と過去最多に上っています。また、下請法は優越的地位濫用規制の一部という位置づけにあるため、下請法のみならず独占禁止法違反にならないよう対応していくことにも留意が必要になります。▶下請法や優越的地位濫用規制への対応の第1歩は、下請法や独占禁止法の考え方を理解することです。そのうえで、公正取引委員会のガイドラインを参考にそれぞれの事案に即して対応していくこととなりますが、違反行為かどうかの境界線は必ずしも明確であるとはいえ、日ごろ社内で相談に当たられている実務担当者にとっても、悩みながらの対応となっているのが現状ではないでしょうか。▶そこで、このたび、社内において下請法関係で寄せられる質問・相談としてどのようなものがあり、実際にどのように対応しているのかについて、問題を共有し、今後の実務対応の手がかりとなるよう、法務部門を始めとする下請関係の相談窓口担当者を対象とした講座を開催することといたしました。▶本講座では、この分野に詳しい志田至朗先生にコーディネートしていただき、実務対応に当たっているメーカー系法務担当者をお迎えして、下請法の基本を整理したうえ、例年6月に親事業者に対して行われる「下請事業者との取引に関する調査」への対応も含めて、相談窓口担当者の現場目線での悩み（課題）や実際に寄せられた相談事例等をご紹介いただき、実務対応上のポイントを解説いたします。

## 〈東京〉

### 受講申込書

株式会社 商事法務 御中

FAX 03-3664-8843

2015年 月 日

(7/3)『Q & A 下請法の実務相談』(32,400円1名分)(但し 名分)

社名	住所 (〒 - )
部署名:	TEL. - - FAX. - -
業種:	振込予定日(8/1以降となる場合のみ、ご記入願います) 月 日 振込予定
受講者名	左記受講者のEメールアドレス
	社歴等(端数切上) 入社後 実務経験
①	約 年 約 年 今後のご案内の要否(※) 郵送希望 Eメール希望
②	約 年 約 年 郵送希望 Eメール希望
③	約 年 約 年 郵送希望 Eメール希望

(※)本「受講申込書」ご記入の連絡先に、今後のセミナー案内等をすることを希望される方は、○で囲んで下さい。↑

## I 社内における下請対応の実際

- ・事業者紹介
- ・実務対応状況
- ・担当者の問題意識
- ・下請調査対応

## II 下請法とは

- ・下請法と独占禁止法の関係
- ・当局の実務動向

## III 下請法実務相談（10数問を予定）

### 《設問の一例》

- Q 定期書面調査への対応にあたって、どのような点に留意すべきか。
- Q メーカーであるA社は、工場の生産設備については自社の従業員を保守要員として配置し、設備の不具合や故障への対応を行っている。
- 一方で、各地の営業所に設置されている販売用の商品を保管するための冷凍機については、その修理を資本金区分からは下請業者に該当するa社に外注している。この修理の委託は下請法の対象となるか。
- Q 毎月製造委託をしている下請業者から今後は電話での発注でよいと言われたが、問題はないか。
- Q 発注書面の交付にあたって、
- ① 発注書面に親事業者の社印を押捺する必要があるか。
  - ② メールによる発注は可能か。
- Q 発注した後に、下請事業者から、発注に係る部品を保管しておく場所がないため納期の1週間前に発注量の半分を、残りを納期当日に納入させて欲しいとの申出があった。親事業者がその申出を了承し、下請代金は当初の発注書面どおり納期から60日後に支払った場合、下請法上の問題はあるか。
- Q 下請法違反が発覚したが、担当部門の処分はどのように考えればよいか。

## IV その他

### お 申 込 要 領

- 受講のお申込みは、所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記「申込先」まで郵送、またはFAXにてご送信下さい。なお、弊社HP上から直接申し込むこともできます。折り返し請求書・受講票、振込用紙をご送付します。
- 受講料は、2015年7月31日までにお振り込み下さい（「振込手数料」は、ご負担下さいますようお願いいたします）。なお、ご送金が遅れる場合は申込書にその旨お書き添え下さい。また、特にお申出のない限り、郵便局または銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。
- 受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合の悪い場合は、代理の方のご出席をお願い申し上げます（この場合は、必ず事前に下記「問合せ先」までご連絡下さい）。
- ご記入いただきました個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」(<http://www.shojihomu.co.jp/privacy-policy.html>)に従って適切に取り扱います。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへの出席をお断りいたします。
- 講義内容・趣旨等を考慮のうえ、セミナーへの出席をご遠慮願う場合がございます。
- 大地震発生等の諸事情により、セミナーを中止・延期する場合がございます。
- 申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10（茅場町ブロードスクエア3階）  
株式会社 商事法務 ビジネス・ロー・スクール FAX03(3664)8843（専用）  
※FAXによりお申込みいただく場合は、「受講申込書」を切り離さずにご送信下さい。
- 問合せ先 電話03(5614)5650（ダイヤルイン）  
Eメール：law-school@shojihomu.co.jp URL：http://www.shojihomu.co.jp/